

労務アドバイス VOL.6 ～プレミアムフライデーを考える～

先月2月24日「プレミアムフライデー」なるものが実施されました。これは、当月最終週の金曜日、午後3時に仕事を終え退社し、土日にかけての旅行や、余暇活動、飲食などに時間を費やし、結果、長時間労働の抑制につなげよう、という施策とのこと。安倍首相も国会期間中ではありましたが、自ら模範を示すため、午後3時に退社し、その後、座禅、映画などを楽しんだそうです。この取組みに、法的拘束力はないため、あくまでも会社ごとの任意の取組みとなります。一部の大手の会社では、取組み模様が報道されましたが、果たして根付いていくのか、少々疑問に感じるところもあります。とはいっても、私が大学を卒業し、会社に入社したころは、まだ完全土日休日ではなく、土曜日は半日勤務が主流だったことを考えると、今やすっかり、土日完全休日が当たり前になっていきますので、時間はかかると思いますが、世の中全体が取組みを進めれば、定着するのではないかと思います。午後3時に仕事を終えるために、業務を計画的に行い、仕事を同僚と共有し、効率アップが期待できるのであれば、会社として取組みを計画してもよいでしょう。ただ、問題は、仮に終業時刻が午後6時の会社で、午後3時に退社した場合、早退した3時間の賃金をどうするかということもあわせて検討しなければなりません。取組みの趣旨から言っても、3時間分の賃金を減額するというのはそぐわないでしょう。そうすると、特別休暇、あるいは有給休暇を取得する、という選択となりますが、1時間単位の有給休暇制度を導入していない会社は、就業規則の変更をした上で、実施するという手順を踏むこととなります。中小規模の会社の場合、人員計画はギリギリで余裕のない場合がほとんどです。ましてや、月末の繁忙期に早退などもつてのほか、などと言った声も聞かれます。残念ながら当事務所の顧問先からも「プレミアムフライデー」取組みに関する相談は、今のところ皆無です。できるならば休暇は取得させたいが、現実はそのはいかないというのが本音でしょう。実はこの私、2月24日は1時間早く、午後5時に退社しました。プレミアムフライデーは他人事と思っていましたが、ちょうど当月の仕事をほぼ終わることができたため、試しに自ら実行を試みました。確かに気持ち早めに退社することで、精神的なゆとりが生まれ、時間を有効に使いたいという気持ちが働き、その後の週末が大変充実したものとなりました。

社会保険労務士法人リップル 代表社員 神田 真弓

〒274-0063

千葉県船橋市習志野台 2-12-29 ASビル 202号

TEL:047-496-0600 FAX:047-496-0601

e-mail:info@sr-ripple.com

URL:http://sr-ripple.com

